

特定一般教育訓練給付金

給付金制度(上限25万円)を利用して免許を取得しませんか？

▼特定一般教育訓練給付金利用の流れ▼

- 1 特定一般教育訓練講座の受講を計画
- 2 ハローワークで訓練前キャリアコンサルティングの予約を行う
- 3 訓練前キャリアコンサルティングを受け、ハローワークで受給資格確認を行う(受講開始の2週間前まで)
- 4 中央バス自動車学校の窓口で入校手続き
- 5 卒業検定合格後「修了証明書」を受け取り、ハローワークへ申請 ※注1
- 6 訓練修了後一年以内に就職(雇用保険の一般被保険者として)、既に就職している方は免許取得後
- 7 ハローワークへ申請 ※注2

※注1 訓練修了時点での給付額は40%(上限20万円)です。 ※注2 追加の給付額は10%(上限5万円)です。

特定一般教育訓練給付金制度利用の注意点

- 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要があります。(訓練対応キャリアコンサルタントについては最寄りのハローワークへお尋ねください。)
- 受給には一定の要件があります。
- 訓練修了後、原則1年以内に雇用保険の一般被保険者として雇用されていなければ追加の給付を受けることができません。
- 訓練修了日、就職した日または免許取得日の翌日より起算し1か月以内にハローワークへ申請する必要があります。

厚生労働大臣指定講座 / 特定一般教育訓練給付金対象者

- ①雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)ある方
 - ②雇用保険の被保険者期間が3年以上(※1)ある方が離職してから1年以内の方
 - ③中型8t限定免許とは、平成19年6月1日以前の普通車(MT)所持者の事です
 - ④準中型5t限定免許とは、平成19年6月2日～平成29年3月11日までの間の普通車(MT)所持者の事です
 - ⑤普通免許とは、平成29年3月12日以降の普通車(MT)所持者の事です
- (※1)初めて教育訓練給付金を受けようとする方は、被保険者期間が1年以上あれば可
(※2)教習料金に含まれている写真代、検定料は訓練経費に含まれません。

特定一般教育訓練給付金対象講座

講座名		所持免許	教習料金 (税込)	教習時間	給付金訓練 経費の40%	追加給付金
単 独 免 許	大型一種	中型免許	210,530円	13時間	78,012円	19,503円
		準中型免許	301,610円	20時間	114,444円	28,611円
		準中型5t／ AT限定免許	374,650円	27時間	143,660円	35,915円
		普通免許	374,650円	27時間	143,660円	35,915円
	中型一種	準中型免許	150,030円	9時間	53,812円	13,453円
		準中型5t限定免許	170,270円	11時間	61,908円	15,477円
		普通AT限定免許	242,430円	18時間	90,772円	22,693円
セ ット 免 許	大型二種／大型特殊	普通免許・ 準中型5t限定免許	573,420円	50時間	200,000円	50,000円
	大型二種／けん引	中型8t限定免許	564,290円	51時間	200,000円	50,000円
	大型一種／けん引	普通免許	497,850円	37時間	190,080円	47,520円
	中型一種／大型特殊/ 車両系建設機械	普通免許	331,530円	34時間	123,552円	30,888円

令和7年3月24日から収入証紙代が変わります。詳しくはお問い合わせください。



詳しくはハローワークインターネットサービスの[教育訓練給付制度・講座検索](#)をご覧ください。